

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

常陸太田市「豊かな自然と共生する“えことぴあ”」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

常陸太田市

3. 地域再生計画の区域

常陸太田市の全域

4. 地域再生計画の目標

平成 16 年 12 月 1 日、4 市町村（常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村）が合併し、新生「常陸太田市」が誕生した。

常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、南北を国道 349 号線、東西を国道 293 号線が縦横断し、南北 40 km、東西 15 km の広がりを持ち、面積は 372.01 km² で県内一の面積を有する。市の約 14% が農用地、約 65% が森林原野で占めている。

市の東部から北部にかけ阿武隈山脈の末系が丘陵をなし、南に久慈川が流れ、西に浅川、中央に山田川・里川が久慈川に合流し、下流に広い肥沃な沖積平地をつくり、基盤整備された穀倉地帯となっている。

中央の台地を中心に市街地が形成され、周辺には佐竹氏に関係の深い社寺や、徳川光圀公（水戸黄門）の隠居した西山荘、徳川家のお墓のある瑞龍山など徳川家に関係の深い史跡が数多く残されている。

南東部では梨の栽培、市域内では巨峰ぶどう、東部には阿武隈山系の山並みが連なる景観、北部には 520 ha を誇る広大な里美牧場、西部には渓谷の景観が美しい竜神峡や竜神大吊橋、常陸秋そばで有名な西金砂そばの郷などがあり、その他にも温泉を利用した各種施設、体験型宿泊施設、キャンプ場など、自然を活かした多くの観光施設がある。

このような環境の中、生活水準の向上に伴い、公共用水域及び農業用排水の汚濁や生活環境の悪化が進行し、農業生産環境そして、自然環境にも悪影響を及ぼす状況から、早急な生活排水対策が急務となっている。

こうしたことから、生活排水を処理するために昭和 59 年度からは市街化区域で公共下水道事業を、平成 2 年からは浄化槽個人設置型事業を、平成 5 年からは農村地域で農業集落排水事業を、平成 11 年からは里美地区で浄化槽市町村設置型事業を、平成 14 年からは金砂郷・水府地区で特定環境保全公共下水道事業を展開

しているものの、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、57.6%と依然として低い状況である。

このため、汚水処理施設のより一層の整備推進とともに、資源ごみ回収、河川・道路清掃など市民参加による自然環境の保全を図る。さらに、新エネルギー等の関連施設の利活用に努め、資源循環型社会を形成することで、豊かな自然と共生する“えことびあ”を目指すものである。

(目標1) 汚水処理施設の整備の推進 (汚水処理人口普及率 57.6% 77.1%に向上)

(目標2) " (公共用水域の水質向上)

(目標3) 資源循環型社会の構築 (資源循環型施設の整備)

(目標4) " (分別収集による資源ごみ回収の推進)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

自然と共生できる環境をつくるために、その根本である河川や農業用排水などの公共用水域の保全をはじめとして、自然環境を守り、育てる取り組みが必要不可欠である。

そのため、公共下水道、浄化槽、農業集落排水、コミュニティ・プラントなどの生活排水を一体的に整備するとともに、各施設から排出される汚泥についても、未利用資源として再利用できるような資源循環型施設の整備を図る。

また、風力発電施設などの自然を活用したエネルギーの利用、農林業などと連携したバイオマス資源の再利用及び資源ごみ回収等による資源循環型社会の形成を図り、地球にやさしい自然と共生するまちづくりを進める。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道-----平成18年3月に事業認可
- ・ 特定環境保全公共下水道-----平成16年3月に事業認可
- ・ 農業集落排水-----平成19年1月に事業採択

[事業主体]

- ・ いずれも常陸太田市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）
- ・ 浄化槽（個人設置型及び市町村設置型）
- ・ 農業集落排水

[事業区域]

- ・ 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）
常陸太田市下河合地区、大里地区、薬谷地区
- ・ 浄化槽（個人設置型）
常陸太田市（常陸太田地区、金砂郷地区、水府地区）ただし、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、合併処理浄化槽による集合処理区域、工業団地及び浄化槽市町村整備事業の区域を除く）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）
常陸太田市全域（公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、及び合併処理浄化槽による集合処理区域を除く。ただし、農業集落排水事業と浄化槽市町村整備推進事業の連携事業区域は含む）
- ・ 農業集落排水
佐都四地区（白羽、茅根、常福地、春友町）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 18 年度～ 20 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 18 年度～ 20 年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成 18 年度～ 22 年度
- ・ 農業集落排水 平成 19 年度～ 22 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 150～ 300mm L = 5,067.0m
- ・ 浄化槽 461 基
- ・ 農業集落排水 150～ 250mm L = 17,770.0m

処理施設

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 下河合地区、大里地区、薬谷地区で 894 人、浄化槽個人設置型で 1,112 人、浄化槽市町村設置型で 396 人、農業集落排水計画人口 1,640 人

[事業費]

- 公共下水道 事業費 443,000 千円（うち、交付金 221,500 千円）
単独事業費 226,000 千円
- 浄化槽（個人設置型） 事業費 108,411 千円（うち、交付金 36,137 千円）

浄化槽（市町村設置型） 事業費 158,507 千円（うち、交付金 52,835 千円）
単独事業費 105,672 千円

農業集落排水 事業費 2,302,800 千円（うち、交付金 1,151,400 千円）
単独事業費 149,000 千円

合 計 事業費 3,012,718 千円（うち、交付金 1,461,872 千円）
単独事業費 480,672 千円

5 - 3 その他の事業

（１）新エネルギーの活用

平成 14 年 4 月に完成した風力発電施設（定格出力 600 Kw・1 基）は、平成 16 年度中の発電量が 121 万 kwh となり、市の施設である「プラトーさとみ」・「自然エネルギー展示室」で使われ、残りは売電している。

このような自然の資源を活用した環境にやさしいエネルギーの利用を推進する。

（２）生活排水対策の推進

農業集落排水やコミュニティ・プラントなど、公共下水道と連携し地域の特性に応じた一体的な生活排水対策を推進するとともに、資源循環型社会にふさわしい施設への転換を図り、リサイクルシステムの構築を図る。

（３）自然環境の保全

製材所等から発生する木片・樹皮等未利用資源を効果的に活用する森林バイオマス再利用促進施設を活用し、地域農林業に循環させ、環境保全型農業を推進するとともに、街をきれいにする運動推進協議会と連携し、資源ゴミ回収、河川・道路清掃（毎年 7 月実施）などを積極的に推進する。あわせて、リサイクルプラザを活用した市民のリサイクル意識の高揚を図り、自然環境の保全を推進する。

6 . 計画期間

平成 18 年度～ 22 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、市が状況を調査、評価し、公表する。

また、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、市の関係各課により施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われている

ことについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて適切な処置をとる。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し